

## プログラム等改変システム試験

### 1. 総則

プログラム等改変システム試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める別添 121「プログラム等改変システムの技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

### 2. 試験条件

自動車での実車試験及び書面等の説明による書面確認により試験を行うことができる。

### 3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

3.1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3.2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。



3.2.3.	運行中のプログラム等の改変の実行が安全ではない可能性がある場合、自動車製作者等は次に掲げる事項を実証しなければならない。	
3.2.3.1.	プログラム等の改変の実行中に当該自動車は運転できないものであること。	適 / 否
3.2.3.2.	車両の安全性又はプログラム等の改変の正常な実行に影響を与える車両のいかなる機能も運転者が使用できないこと。	適 / 否
3.2.4.	プログラム等の改変の実行後、自動車製作者等は次に掲げる事項がどのように実施されるかを実証しなければならない。	
3.2.4.1.	自動車使用者に、プログラム等の改変の成功又は失敗が通知されること。	適 / 否
3.2.4.2.	自動車使用者に、プログラム等の改変による変更内容が通知されること。また、取扱説明書を変更した場合は取扱説明書の変更内容が通知されること。	適 / 否
3.2.5.	プログラム等の改変が開始される前に、車両が当該プログラム等の改変に必要な条件を満たしていることを確認しなければならない。	適 / 否

備考

---



---



---